

三田市保育の必要性の認定に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (保育の必要性の認定基準)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (保育の必要性の認定基準)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>